

平成 32 年度燃費基準値及び減税対象基準値

乗用車（ガソリン車）及び小型バス（乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 t 以下）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +30%値	燃費基準 +40%値	燃費基準 +50%値
1. 車両重量が 741kg 未満	24.6	27.1	29.6	32.0	34.5	36.9
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	24.5	27.0	29.4	31.9	34.3	36.8
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	23.7	26.1	28.5	30.9	33.2	35.6
4. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4	25.8	28.1	30.5	32.8	35.1
5. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8	24.0	26.2	28.4	30.6	32.7
6. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3	22.4	24.4	26.4	28.5	30.5
7. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0	20.9	22.8	24.7	26.6	28.5
8. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	17.6	19.4	21.2	22.9	24.7	26.4
9. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	16.5	18.2	19.8	21.5	23.1	24.8
10. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	15.4	17.0	18.5	20.1	21.6	23.1
11. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	14.4	15.9	17.3	18.8	20.2	21.6
12. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	13.5	14.9	16.2	17.6	18.9	20.3
13. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	12.7	14.0	15.3	16.6	17.8	19.1
14. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	11.9	13.1	14.3	15.5	16.7	17.9
15. 車両重量が 2,271kg 以上	10.6	11.7	12.8	13.8	14.9	15.9

備考

1. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
2. 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。

乗用車（LPG車）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費基準値	燃費基準 +10%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +30%値	燃費基準 +40%値	燃費基準 +50%値
1. 車両重量が 741kg 未満	19.2	21.2	23.1	25.0	26.9	28.8
2. 車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	19.2	21.1	23.0	24.9	26.8	28.7
3. 車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	18.5	20.4	22.2	24.1	25.9	27.8
4. 車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	18.3	20.1	22.0	23.8	25.6	27.4
5. 車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	17.1	18.8	20.5	22.2	23.9	25.6
6. 車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	15.9	17.5	19.1	20.6	22.2	23.8
7. 車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	14.9	16.4	17.8	19.3	20.8	22.3
8. 車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	13.8	15.2	16.5	17.9	19.3	20.6
9. 車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	12.9	14.2	15.5	16.8	18.1	19.4
10. 車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	12.1	13.3	14.5	15.7	16.9	18.1
11. 車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	11.3	12.4	13.5	14.7	15.8	16.9
12. 車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	10.6	11.6	12.7	13.7	14.8	15.8
13. 車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	10.0	10.9	11.9	12.9	13.9	14.9
14. 車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	9.3	10.3	11.2	12.1	13.0	14.0
15. 車両重量が 2,271kg 以上	8.3	9.1	10.0	10.8	11.6	12.5

備考

1. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
2. 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。